

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可  
申請の処理方針について」の細部取扱について

平成15年2月28日  
平成16年8月31日一部改正  
平成19年8月28日一部改正  
平成20年4月1日一部改正

関東運輸局自動車交通部長

関東運輸局自動車業務監査指導部長

平成15年2月28日公示した「標記処理方針」の細部取扱いは下記による。

なお、この細部取扱は、「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」についても適用するものとする。

また、本通達は平成15年4月1日より適用することとし、これに伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取扱いについて（平成7年6月28日付け関自貨1第62号、関自貨2第439号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

記

．一般貨物自動車運送事業の許可申請

1．営業所

（1）について

自己所有の場合は登記簿謄本等、借入れの場合は概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書等の写しの添付をもって、使用権原を有することの裏付けがあるものとする。賃貸借の契約期間が1年に満たない場合は、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有することの裏付けがあるものとする。

借入れの場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等については、添付又は提示は必要ない。

## ( 2 ) について

都市計画法に抵触しないことの確認については、原則として、申請書を受理した運輸支局において関係都県等の開発部局に照会すること。

農地法、建築基準法等関係法令については、建築確認通知書、農地転用届出書等の添付は必要なく、当該法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めること。

## 2 . 車両数

### ( 1 ) について

共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

### ( 2 ) について

けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

## 3 . 事業用自動車

### ( 2 ) について

リース車両については、契約期間は概ね 1 年以上とし、当該契約に係る契約書の写しの添付をもって、使用権原を有することの裏付けがあるものとする。

## 4 . 車庫

### ( 2 ) について

共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

### ( 4 ) について

1 . ( 1 ) 及び に同じ。

### ( 5 ) について

1 . ( 2 ) 及び に同じ。

## 5 . 休憩・睡眠施設

### ( 4 ) について

1 . ( 1 ) 及び に同じ。

### ( 5 ) について

1 . ( 2 ) に同じ。

## 6．運行管理体制

運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実にを行うよう指導すること。

### (2) について

グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)5-3に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

## 7．資金計画

資金計画については、別添様式1を例とする。

貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本として審査すること。

既存法人で増資により資金調達する場合の資金の調達方法及び調達資金の拳証資料については、株主総会等において増資する旨の決議をした議事録及び出資引受書の写しの添付を求めること。

なお、株式又は出資引受者の残高証明書等の添付は必要ない。

## 8．法令遵守

### (3) について

申請日前3ヶ月間(悪質な違反については6ヶ月間)の起算日は、その処分期間終了後とする。

業務を執行する常勤の役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

悪質な違反とは次のとおりとする。

- a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
- c 事業の停止処分の場合。

### (4) について

新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、別途定める指導講習会実施要領により、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

運輸開始届出後、6ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局と地方実施機関とは密接に連携をとること。

地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行う。

## 9. 損害賠償能力

### (1) について

任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。

加入すべき任意保険料等は、原則として、被害者1名につき保険金額は5,000万円以上とする。

### (2) について

危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

## 10. 許可に付す条件等

### (1) について

霊きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数の特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「 運送に限る。」、「発地及び着地のいずれもが  県(市、町等)の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

## 11. 特別積合せ貨物運送をする場合

### (1) ア. について

1.(1) 及び  に同じ。

### (1) イ. について

1.(2) 及び  に同じ。

### (2) イ. について

1.(1) 及び  に同じ。

( 2 ) ウ . について

1 . ( 2 ) 及び に同じ。

( 3 ) について

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」(昭和三十四年政令第三百二十号)第四条及び第六条第一項の基準に準じて審査するものとする。

( 4 ) について

取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式 2 を例とする。

1 2 . 貨物自動車利用運送をする場合

( 3 ) について

保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

その他

「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」  
法令遵守について

事業拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行う場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

運輸開始届出書

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書は別添様式 3 を例とする。

運輸局長  
殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登 録 番 号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 千万円の保険に加入しました。

社会保険加入状況

労働災害保険 （平成 年 月 日に加入しました）

雇用保険 （平成 年 月 日に加入しました）

健康保険・厚生年金保険（平成 年 月 日に加入しました）

添付書類

- ・法人を設立した場合にあっては登記簿の謄本
- ・労働保険 / 保険関係成立届（写）,（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）